

内閣府、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省  
告示第一号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一  
条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、届出等をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技  
術的基準及び請求をした者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準を次のように定め、平成十五年四月  
一日から施行する。

平成十五年三月二十四日

内閣総理大臣 名

財務大臣 名

文部科学大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第一項に規定する届出等をしようとする者の使用に係る電子計算機及び第十三条第一項に規定する請求をした者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならぬ。

- 一 規則第十一条第一項に規定する指定電子計算機に備えられたファイルから入手した排出量等届出様式、対応化学物質分類名変更請求様式及び対応化学物質分類名維持請求様式に入力できる機能
- 二 主務大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機と通信できる機能